

	内容
令和5年 12月27日	○専門調査会の運営について ○専門調査会の進め方について
前半	<p>1. 消費者が関わる取引を幅広く規律する消費者取引全体の法制度の在り方</p> <p>① 消費者法制度における“脆弱性”概念の捉え方</p> <p>② 金銭の支払いに限られない消費者取引の拡大（情報、時間、関心・アテンションの提供）への対応の在り方</p> <p>③ 「客観的価値実現」（（取引環境・取引結果の）安全な状態の確保）の位置付け</p> <p>2. デジタル化による技術の進展が消費者の関わる取引環境に与える影響についての基本的な考え方</p> <p>① デジタル取引の特徴の分析・具体化</p> <p>② デジタル取引について、リアル取引と（次元の）異なる規律が必要となる場面、規律が整備されていない場面の整理 （ヒアリング例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外（欧州、米国）の状況 ・関連分野（情報法、経済法等）の状況 ・デジタル取引の特徴
令和6年夏 ～秋頃	○中間的な整理
後半	<p>3. ハードロー的手法とソフトロー的手法、民事・行政・刑事法規定など種々の手法をコーディネートした実効性の高い規律の在り方</p> <p>① 消費者法制度における“規律のグラデーション”の在り方</p> <p>② 消費者法制度における“実効性のある様々な規律のコーディネート”の在り方</p> <p>③ 既存の枠組みにとらわれず、消費者取引を幅広く捉える規律の在り方</p> <p>④ 消費者法制度の担い手の在り方 （ヒアリング例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公私協働の仕組みや共同規制の活用可能性 ・消費者団体訴訟制度の活用可能性 ・技術の活用可能性 ・実効性の高い手法の在り方（刑事法分野を含む）
	○とりまとめに向けた検討
令和7年夏頃	○とりまとめ